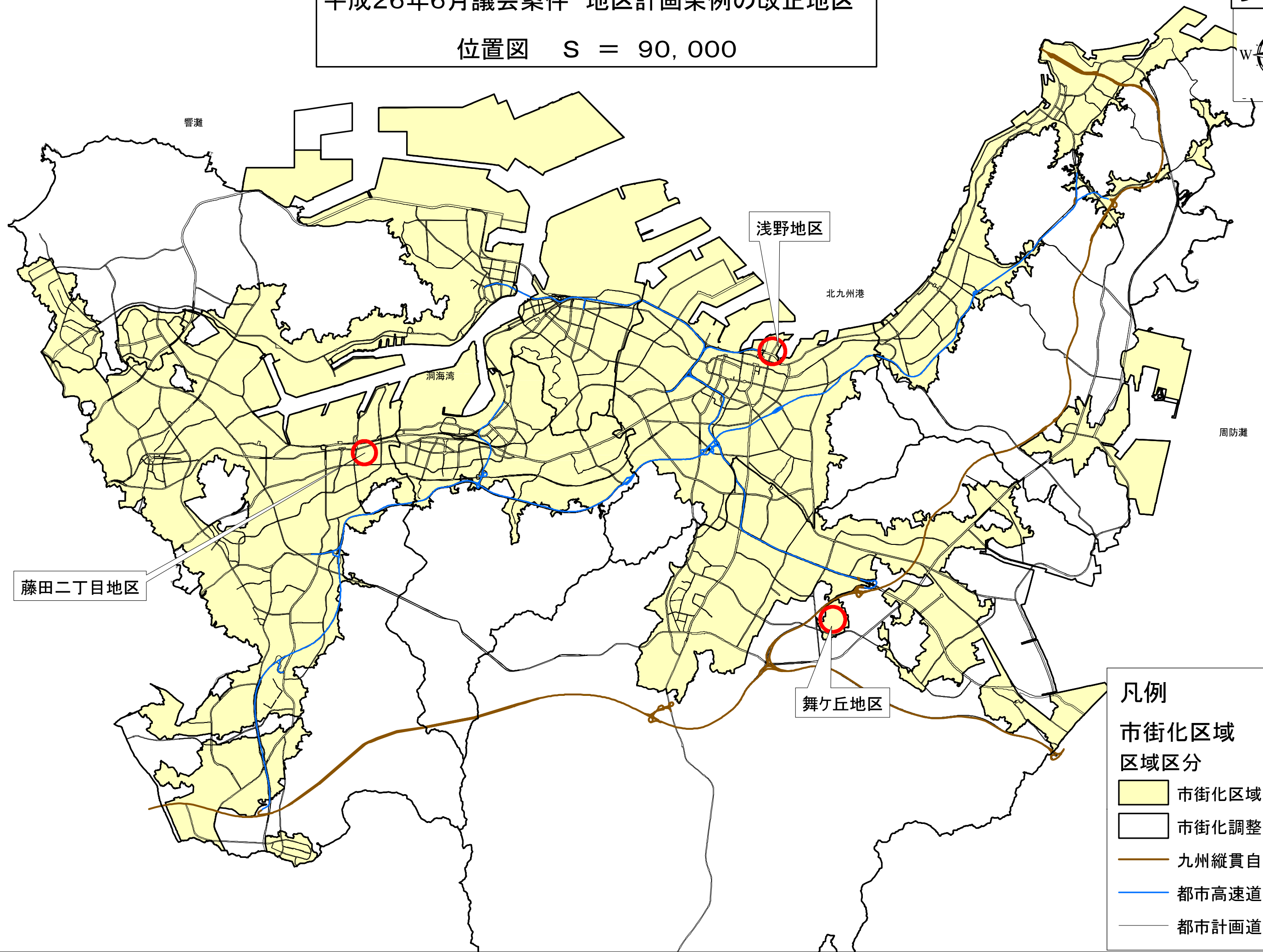


平成26年6月議会案件 地区計画条例の改正地区
位置図 S = 90,000



- 凡例
- 市街化区域
区域区分
- 市街化区域 (Yellow shaded area)
 - 市街化調整区域 (White area)
 - 九州縦貫自動車道 (Brown line)
 - 都市高速道路 (Blue line)
 - 都市計画道路 (Grey line)

藤田二丁目地区 地区計画 位置図



国道3号線

JR 黒崎駅

藤田二丁目地区

黒崎中央
小学校

凡例

- 地区計画区域
- 第一種低層住居専用地域
- 第二種低層住居専用地域
- 第一種中高層住居専用地域
- 第二種中高層住居専用地域
- 第一種住居地域
- 第二種住居地域
- 準住居地域
- 近隣商業地域
- 商業地域
- 準工業地域
- 工業地域
- 工業専用地域

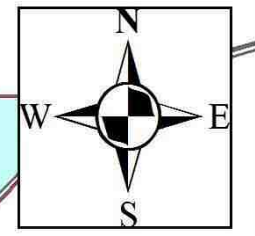
藤田二丁目地区 地区計画の概要（平成26年2月21日 都市計画決定）

■地区計画区域の面積：約3.2ha

■決定理由：副都心黒崎の中心市街地及び長崎街道の宿場町としてふさわしい、安心・快適に暮らせるまちの形成を図るため、建築物等の用途を制限する地区計画を定めるものである。

名 称	藤田二丁目地区地区計画
面 積	約 3.2ha
建築物等の 用途の制限	<p><建築できないもの></p> <p>1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項に規定する店舗型性風俗等特殊営業の用に供する建築物</p> <p>2 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第9項に規定する店舗型電話異性紹介営業の用に供する建築物</p>

浅野地区 地区計画 位置図



小倉港

西日本総合展示場

AIM

浅野地区

小倉駅

浅野地区 地区計画の変更概要（平成 26 年 2 月 21 日 都市計画決定）

■地区計画区域の面積：約 18.9ha

■変更理由：地区計画区域に隣接する土地において、今回新たな球技専用スタジアムの建設計画に伴い、浅野町愛宕線の都市計画の一部廃止及び道路線形の変更により、地区計画区域の変更を行うもの。

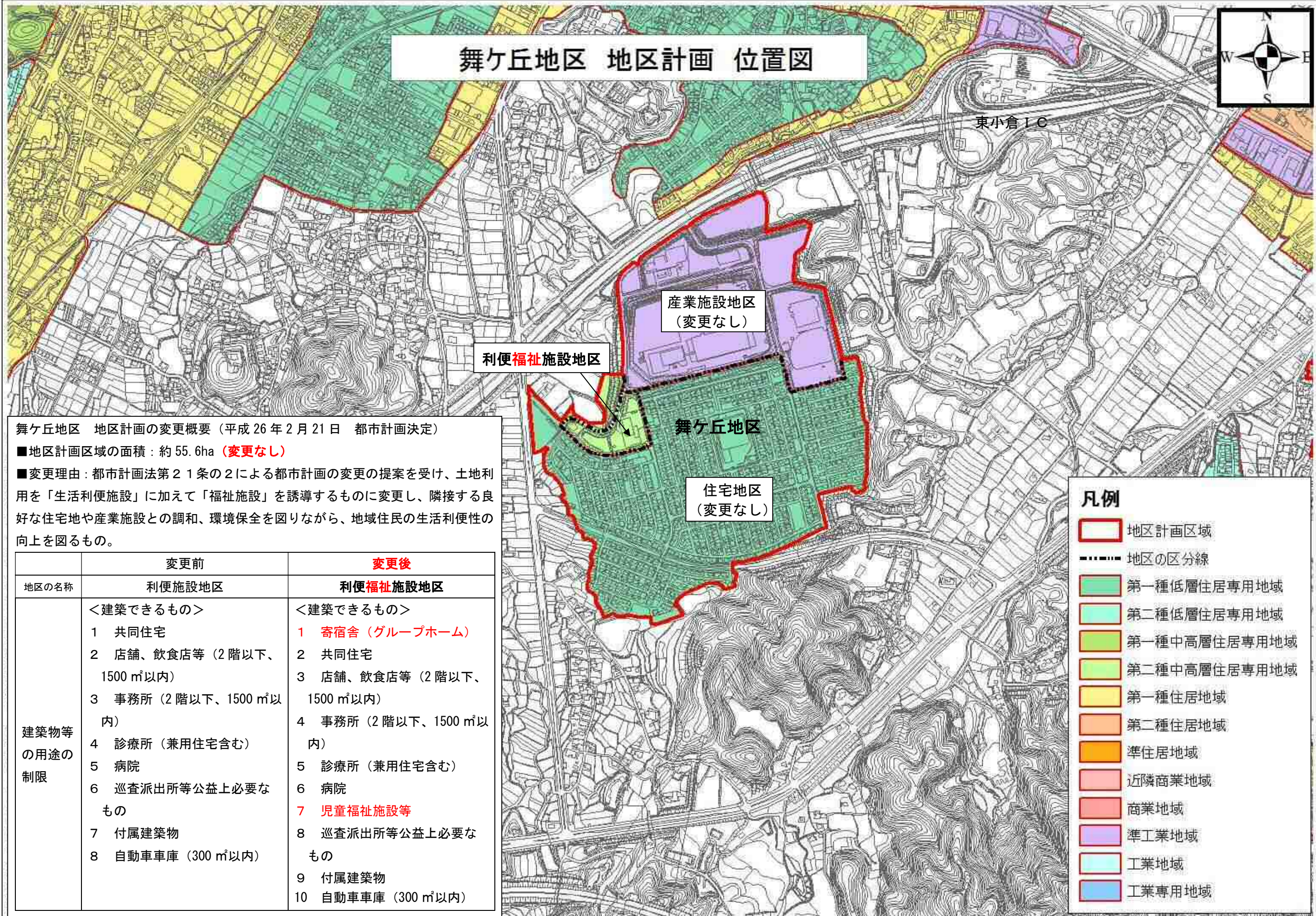
また、この新球技専用スタジアムの建設計画を契機に、土地所有者より都市計画法第 21 条の 2 による都市計画の変更の提案を受け、建築物等の用途の制限を変更し、本市の玄関口にふさわしい都市機能の整備と良好な都市景観の形成がなされるよう地区計画の変更を行うもの。

	変更前	変更後
面積	約 19.0ha	約 18.9ha
建築物等の用途の制限	<建築できないもの> 1 住宅 2 共同住宅（1～2階を事務所、店舗等の用途のものを除く。） 3 工場 4 自動車教習所 5 畜舎 6 マージャン屋、パチンコ屋、射的場、勝馬投票券販売所、場外車券売場等 7 カラオケボックス等 8 倉庫業を営む倉庫 9 危険物の貯蔵又は処理に供する建築物 10 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 2 条第 6 項各号に掲げる店舗型性風俗特殊営業の用に供する建築物	<建築できないもの> 1 住宅 2 共同住宅（1～2階を事務所、店舗等の用途のものを除く。） 3 工場 4 自動車教習所 5 畜舎 6 マージャン屋、パチンコ屋、射的場、勝馬投票券販売所、場外車券売場等（ただし、ゲームセンター等で床面積が 3,000㎡以下は除く。） 7 カラオケボックス等（ただし、床面積が 3,000㎡以下は除く。） 8 倉庫業を営む倉庫 9 危険物の貯蔵又は処理に供する建築物 10 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 2 条第 6 項各号に掲げる店舗型性風俗特殊営業の用に供する建築物

凡例

- 地区計画区域
- 地区計画区域(変更箇所)
- 第一種低層住居専用地域
- 第二種低層住居専用地域
- 第一種中高層住居専用地域
- 第二種中高層住居専用地域
- 第一種住居地域
- 第二種住居地域
- 準住居地域
- 近隣商業地域
- 商業地域
- 準工業地域
- 工業地域
- 工業専用地域

舞ヶ丘地区 地区計画 位置図



舞ヶ丘地区 地区計画の変更概要 (平成 26 年 2 月 21 日 都市計画決定)

■地区計画区域の面積：約 55.6ha (変更なし)

■変更理由：都市計画法第 21 条の 2 による都市計画の変更の提案を受け、土地利用を「生活利便施設」に加えて「福祉施設」を誘導するものに変更し、隣接する良好な住宅地や産業施設との調和、環境保全を図りながら、地域住民の生活利便性の向上を図るもの。

	変更前	変更後
地区の名称	利便施設地区	利便福祉施設地区
建築物等の用途の制限	<建築できるもの> 1 共同住宅 2 店舗、飲食店等 (2 階以下、1500 m ² 以内) 3 事務所 (2 階以下、1500 m ² 以内) 4 診療所 (兼用住宅含む) 5 病院 6 巡査派出所等公益上必要なもの 7 付属建築物 8 自動車車庫 (300 m ² 以内)	<建築できるもの> 1 寄宿舍 (グループホーム) 2 共同住宅 3 店舗、飲食店等 (2 階以下、1500 m ² 以内) 4 事務所 (2 階以下、1500 m ² 以内) 5 診療所 (兼用住宅含む) 6 病院 7 児童福祉施設等 8 巡査派出所等公益上必要なもの 9 付属建築物 10 自動車車庫 (300 m ² 以内)

凡例

- 地区計画区域
- 地区の区分線
- 第一種低層住居専用地域
- 第二種低層住居専用地域
- 第一種中高層住居専用地域
- 第二種中高層住居専用地域
- 第一種住居地域
- 第二種住居地域
- 準住居地域
- 近隣商業地域
- 商業地域
- 準工業地域
- 工業地域
- 工業専用地域